

「鳥取県廃棄物処理計画」(素案)に対するパブリックコメント の実施状況等について

平成19年3月16日
循環型社会推進課

1 意見募集期間

平成19年1月22日(月)～2月20日(火)(30日間)

2 提案件数 総数16件(45項目)

内 訳	個人	事業者	審議会委員	市町村等	計
	9(16)	1(1)	1(2)	5(26)	16(45)

3 主な意見及び対応の状況

(1) 意見の趣旨を計画(案)に反映させるもの【20項目】

普及啓発に関する意見(6項目)

生ごみ削減に向けた具体的施策の提言、レジ袋の削減、ペレットストーブの普及促進、モラル向上、野外焼却防止に係る普及啓発を盛り込んで欲しいとの意見が寄せられ、意見に沿って記述を修正する。

文書表現等に関する意見(14項目)

ごみ減量目標の表現の仕方、広域的な一般廃棄物処理の考え方、浄化槽汚泥の処理、リサイクル関連法の課題等に対する意見が寄せられ、意見に沿って記述を修正する。

(2) 既に計画(案)に盛り込まれているもの【4項目】

リサイクルへの取組みに関する意見(3項目)

食品廃棄物のリサイクルへの取組み、バイオディーゼル燃料・余熱利用の推進に関する意見が寄せられたが、既に計画(案)に記述済み。

管理型最終処分場の課題に関する意見(1項目)

管理型最終処分場が必要との意見が寄せられたが、県としても重要な課題として認識しており、既に計画(案)に記述済み。

(3) 今後の検討課題とするもの【1項目】

ダイオキシン対策に関する意見(1項目)

目標値を設定してはどうかとの意見が寄せられたが、法に定める排出基準や環境基準を達成している状況にあり、今後の検討課題とする。

(4) 具体化が困難、対応の必要なしと判断したもの【17項目】

文書表現等に関する意見(12項目)

一般廃棄物リサイクル率の全国順位等の削除、一般廃棄物処理に対する県の考え方の記述修正、4Rを3Rに変更してはどうかとの意見などが寄せられたが、本計画策定の趣旨から判断して、計画(案)の修正は必要ないものと判断。

具体的施策等に関する意見(5項目)

ディスポーザー(生ごみを粉砕し下水に流す装置)や新技術の活用、最終処分場の具体的候補地、発泡トレイ商品の有料化(デポジット制度)、コンビニ弁当等への課税に関する意見などが寄せられたが、現実的対応が困難であり、計画(案)の修正は必要ないものと判断。

(5) その他【3項目】

県から市町村への指導強化、管理型最終処分場の具体的建設手法、PCBの自主検査に対する意見(3項目)

提案された意見に対する対応方針（対応状況）

循環型社会推進課

（１）意見の趣旨を計画(案)に反映させるもの【２０項目】

1 p 廃棄物の適正処理は、絶対行わなければならない基本事項である。原案では「廃棄物の発生・排出抑制」、「再使用・再生利用の推進」、「適正処理の推進」などの基本的な考え方～と記述されているが、適正処理に関しては、「推進」ではなく「適正処理」と改めるべき。

《反映》

「再使用・再生利用の推進」を含め、「推進」の文言を削除する。

7 p 鳥取県の市町村は、家電４品目、パソコン、バイクをメーカーのリサイクルシステムを活用してリサイクルを行っており、それらの数量は確認できないが、相当なりサイクルが達成されているものと考えられる。リサイクルは資源の循環をもたらす一方、過度なりサイクルは収集車両の増加に伴う二酸化炭素等の排出増、再資源化工場の過度の電力消費、電力をつくるための化石燃料の枯渇をもたらすものである。

リサイクル率の順位を気にするような「全国に比べてリサイクルは後れている現状にある」等の記述は削除し、課題としてあげるのであれば、リサイクルの方法として、ごみ質や量、エネルギー効率、環境効率、経済効率を考え、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルをバランス良く選択することを提案すべきと考える。リサイクル至上主義は、過度の環境負荷をもたらすことになるかと考える。

《一部反映》

全国との比較は客観的な事実を述べているだけのもので、県民に現状をお知らせし、協力を求めていく上で欠かせないとの判断で記載したもの。

なお、リサイクルについては、循環型社会形成推進基本法第７条に基づき行われることが重要であり、環境負荷の低減に配慮しながら行われるべき点については課題に追記したい。

8 p 県内の東、中、西部の各地域は、広域行政による不燃ごみの中間処理施設を保有し、一般廃棄物のリサイクルを行っており、県内では施設の地域的偏在はないと認識している。原案にある「施設の地域的偏在の解消」とはどのようなことを想定しているのか分からない。

《反映》

民間の処理施設(特に生ごみの再生利用)については県西部地域に多い状況にあるが、表現が適切でないため、原案を次のとおり修正したい。

「また、再資源化施設の有無はリサイクルの推進に大きく影響するため、地域ごと適正配置が求められます。」

10 p 県東部地域では浄化槽汚泥は、コンポストセンターで堆肥化して販売し、中部地域では焼却した後、焼却灰を肥料として無料配布し、西部地域では焼却、溶融処理しており、適正処理されており、原案にある「適正処理が必要とされています」との記述は不要。

《反映》

指摘に基づき、「浄化槽汚泥（一般廃棄物）を適正に処理していくことが必要です」に改めたい。

11 p 本県におけるダイオキシン類の減少は、ごみ処理の広域化計画に沿ってダイオキシン類対策を講ずることができない一般廃棄物焼却施設の閉鎖や民間等の小型焼却炉の閉鎖、野焼きの禁止等の対策によるものであり、国のガイドライン策定後に建設された米子市クリーンセンターを除き、現在稼働している一般廃棄物焼却施設がダイオキシン類の減少に

大きく貢献したのではない。

- 11p 広域化を図らない場合は、町村のごみ量を考えると間欠運転式の焼却施設にならざるを得ないと考えられ、同方式ではダイオキシン類の発生抑制に限界があると指摘されているところ。

間欠運転式焼却施設では立ち上げ、立ち下げ等焼却が不安定になる時間が生じることは構造上又は技術上、改善することができないものである。また、炉の規模が小さい程ごみ質やごみ量の変化により燃焼に影響を与え、ダイオキシン類やCO濃度の悪化をもたらすことになることも事実である。

したがって、本記述は間違いであり削除すべき。

県内の現状を把握して、技術的な問題を考慮した上で県の政策姿勢を示していただきたい。

《反映》

意見を踏まえ、当該箇所（２段目）を削除することとしたい。

- 33p 課題に関して、リサイクル費用の先払化と併せ「専ら物扱いされる家電の取扱い」(リサイクルルートから外れ、最終的な処分の行方が不明なものの取扱い)も検討課題に加えていただきたい。

《反映》

課題に「リサイクルルートから外れ、最終的な処分の行方が不明なものの適正な取扱い」を追記したい。

- 35p 「未だリサイクル料金が預託されていないものがあり」との記述について、このリサイクル料金は自動車リサイクル法施行後の最初の車検時に支払われるシステムであるが、車検時にリサイクル料金を支払わない事例があるのか。記述にある「預託されないもの」が、法施行後の最初の車検を受けていない者を想定しているのであれば、この記述は誤りではないか。

《反映》

意見に基づき、原案を次のとおり修正したい。

「平成17年1月の法施行以降、リサイクル料金の預託、電子マニフェスト制度の運用、使用済自動車の再資源化は順調に進んでおり、今後も関連事業者への立入検査等を通じて、自動車リサイクル法の適正な運用に努める必要があります。」

- 36p 鳥取県が目指す循環型社会と地域社会の自立を掲げる「鳥取ルネッサンス」の食の地産地消とどう関係があるのか。

《反映》

「鳥取ルネッサンス」に係る記述は削除する。

- 40p 表26にごみ減量化等の目標値が記載されているが、分かりやすい表現で目標を示す文を添えた方がよい。例えば、「現在より県民1日当たり（又は4人家族で）、1日に約g（よく目にする紙パック、PETボトルの量を目安として与える）のごみの排出削減を目標とする。」など。表26の排出量の目標値を200千トンにすると1人1日当たりの排出量は906gとなり、現在より県民1人当たり丁度100gの排出削減となり分かりやすいが、この目標達成は難しいのでしょうか。

《一部反映》

分かりやすい目標の設定は重要な視点であり、感覚的に捉えやすい物に置き換えた表現（削減の目安）を追記することとしたい。

なお、目標値は、施策実施による減量効果を積み上げた結果に基づき設定したものであることから、原案のとおりとしたい。

（削減の目安）

1日当たり茶碗6分目程度の残飯、調理くずの削減（茶碗1杯140gで計算）

- 43p 4pの一般廃棄物の現状と課題によると、可燃ごみ全体を占める割合は厨芥類が最も高いと推定されているので、生ごみ削減（ごみ削減としても良い）に取り組むエコライフ

ママ（パパ）（仮称）の育成事業を提案する。

具体的には、鳥取県生活環境部消費生活センターが行っている生活改善体験講座を活用する。この講座でecology(生物環境)にもeconomy(節減)にもなる生ごみ(ごみ)削減方法の体験講座を行い、受講者はエコライフママ（パパ）として、認定を行う。本人の了解が得られれば、県の広報紙「県政だより」、テレビ、ラジオの番組、新聞を通して名前を公表するというもの。

《反映》

原案に次のとおり追記するとともに、提案に沿った取組みを実践したい。

「・エコロジー(生ごみ削減)及びエコノミー(経費負担軽減)にもなるエコライフに係る体験講座を開催し、受講者をエコライフファミリーとして認定するなどの普及啓発を行います。」

43p 一般廃棄物に関する施策の展開について、レジ袋の削減に関し、積極的な取組みを希望する。

《反映》

原案を次のとおり修正したい。

「エコショップの認定、レジ袋の削減

- ・簡易包装や資源回収などに取り組むエコショップの認定をコンビニやクリーニング店などに拡大して、ごみの排出抑制を推進します。
- ・レジ袋の削減を推進するため、商工団体や主要な小売店に対して取組み促進の働きかけを行うとともに、市町村と連携して地域内の事業者、消費者への意識啓発に努めていきます。」

44p 「PSDは飼料用堆肥として再利用します」との記述について、ペーパー内に混入しているプラスチックや漂白剤は堆肥化することに支障がないのか。肥料取締法はクリアしているのか。

《反映》

原案を次のとおり修正したい。(修正箇所：下線部)

なお、PSDの安全性については確認済みであり、飼料用堆肥が販売・流通できる段階になれば、肥料取締法に基づく特殊肥料としての届出を予定している。

「異物混入のないペーパーシュレッダーダスト(PSD)を・・・、使用後のPSDは特殊肥料として届出を行った上で再利用します。」

46p 「溶融スラグについて、道路用骨材としての使用基準、コンクリート用骨材としての使用基準の作成」との記述があるが、「鳥取県溶融スラグ使用基準」との整合性はどうか。

《反映》

46p建設系廃棄物の は産業廃棄物に係る取組みとして掲載することは不適切なことからこの部分を削除することとしたい。

49p ペレットストーブの宣伝が不十分。本当に導入促進するのであれば市町村役場、事業所への勧誘が必要。

《反映》

木質バイオマス利用の促進の中で普及促進を行う旨を追記したい。

49p 三重県RDF発電施設の事故調査報告書では、RDFの性状認識の欠如(人為ミス) 最初(爆発事故以前の6月前の事故)に起こった事故原因の不徹底(人為ミス) 安全対策の不確立(人為ミス) 作業工程の未経験による人為ミス等が重なった結果と結論付けており、技術的な問題があったためであるとの報告書にはなっていない。大牟田市にあるRDF発電施設では、事故もなく稼働していることを考えれば、記述内容は不適切と考える。

《反映》

現時点で具体的な案件もないため、意見を踏まえR D Fに係る記述は削除することとしたい。

51 p 「余熱利用及び灰溶融を含めて施設の高度化の検討を促します」との記述について、施設の広域化を推進する内容とすべきと考える。

《反映》

原案を次のとおり修正したい。(追加箇所：下線部)

「・・・施設の高度化・広域化の検討を促します。」

53 p 野焼き防止の啓発(広報の活用、町単位での啓発推進等)を入れて欲しい。

53 p ごみは個人のモラルの問題なので、モラル向上をどこかに入れて欲しい。

53 p 環境問題への関心が高まる中、一方でモラルの低下が問題である。コンビニの近くはごみが捨てられ、道路沿いには空き缶が散乱している。ごみ問題だけでなく、その他の社会問題を解決するためにモラルの向上が急務である。

《反映》

53 p に次を追記したい。

「普及啓発

- ・不法投棄や野外焼却防止のため、広報紙等による積極的な広報を行い、県民・事業者のモラル向上を図ります。」

(2) 既に計画(案)に織り込まれているもの【4項目】

4 p 鳥取県は他府県と比べて一般廃棄物のリサイクル率が低いのが実情。そこで、一般廃棄物の中でも割合の高い食品廃棄物のリサイクルに積極的に取り組むべき。食品廃棄物のリサイクルには主に飼料化と肥料化が挙げられるがこれからの時代には特に飼料化に力を注ぐべき。

《既対応済》

重量比率の高い生ごみ対策は問題認識として持っており、案の現状分析でも記述しているところ。

また、今後の取組みでも減量・リサイクル両面で生ごみへの対応に言及している。飼料化についてはリサイクルの重要な柱と認識しているが、一つの選択肢であり、限定することなく、広がりのある案どおりの記述を活かしたい。

44 p バイオディーゼル燃料、ひまわり油の農耕用トラクターの推進をして欲しい。

《既対応済》

バイオディーゼル燃料等の推進について記述しており、原案のとおりとしたい。

49 p 現在焼却炉で燃焼した熱量は単に宇宙に逃がしているだけなので、積極利用すべきではないか。廃熱によるタービン発電機の運転、電気の売却。

《既対応済》

49 p に余熱利用の推進として上記の趣旨を記述しており、原案修正はしないこととしたい。

53 p 管理型産業廃棄物処理場は必要。

《既対応済》

27 p に管理型最終処分場の確保が課題である旨記載している。

(3) 今後の検討課題とするもの【1項目】

29p ダイオキシン類排出量の目標設定原案ではダイオキシン類の排出量目標を前計画の目標と同じにしているが、国の目標では22年度の廃棄物焼却施設からの排出量を平成15年度に比べ約30(15)%削減することとしている。県の計画を従来の基準年(平成9年)や目標値のままとして見直す必要はないのか。

《今後検討》

前計画の策定当時はダイオキシンが大きな社会問題となっており、対策が急務であったため、廃棄物処理計画の中で削減目標を定め進行管理することとしていたが、ダイオキシン法施行後7年が経過し、法で定める排出基準を満たし、又、環境基準も達成している現状では、本計画で改めて数値目標を定める必要はないと考えている。

なお、各県で独自の削減目標を設定する義務付けはないが、今後、目標設定が必要な状況になれば、本計画とは別に検討する。

(4) 具体化が困難、対応の必要なしと判断したもの【17項目】

4p 前期計画の17年度目標値に対して、16年度実績で比較し、評価を行っているが、現時点(19年1月)では17年度の排出量の実績が出ており、17年度の実績に基づいた比較評価を行うべき。

《対応困難》

全体の集計確定にはまだ時間が必要であり、原案のとおりとしたい。

5p 他都道府県との比較による順位について、一般廃棄物の排出量は生活形態や企業の状況、廃棄物処理施設の整備状況分別区分等により影響されると推定している。都道府県ごとに目標値との比較は当然行っていかなければならないと考えるが、鳥取県が全国のどの順位にあるのかは比較する必要はないと考える。

《対応困難》

生活形態、企業の状況、処理施設の整備状況、分別状況等により差が出てくるのはむしろ当然のことで、それらを踏まえた上で全国との比較において県のおかれている状況を県民にお知らせし、協力を求めていくことが重要と考えており原案のままとしたい。

6p 「循環型社会づくりの基本はごみの総量抑制」との記述について循環型社会づくりは大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方やライフスタイルを見直し、天然資源の消費を抑制して、環境への負荷をできる限り低減させる社会づくりであると理解している。「ごみの総量を抑制する」ことは、循環型社会づくりの一部ではあるが、基本ではないと考える。

《対応困難》

大量生産、大量消費、大量リサイクルでは循環型社会づくりは困難であり、排出量の総量を減らすとの視点が根底になければならないと考えている。このため、原案のとおり「基本は」と記述したもので、修正の必要はないと考える。

6p 「現状では改善の余地があり」との記述であるが、県内の市町村はごみ減量化やリサイクルに真剣に取り組む、多くの住民の協力により多種にわたる分別を行っているところである。今後ごみの有料化等新たな取り組みにより、より一層ごみの減量化等に取り組むことはあっても、ごみの総量抑制について現在行っている一般廃棄物処理の中で現状を改善するところがあるとは考えがたく疑問を抱くものであり、この部分の記述は削除すべきである。

《対応困難》

県民及び市町村の分別収集や再資源化の取り組みは当然評価しなければならないが、現状がベストの状態とは考えていない。例えば、生ごみの排出抑制について現状が限界とは考えられないため、原案の記述としたもの。修正の必要はないと考える。

7p 「容器包装リサイクル法に基づく分別収集の取り組み」の記述に関して、県内の市町村は

中間処理が適切にできるようごみの材質別を基本として分別収集を行っており、容器包装リサイクル法に基づく容器包装に限定した分別収集は行っていない。

《対応困難》

トレーやペットボトルなどの容器包装リサイクル法に基づく分別収集が現に行われていることを考えれば、原案の修正は必要ないと考える。

- 9 p 図8のし尿処理系統図に関して、浄化槽からし尿処理施設に入ってくる88,751 tは、浄化槽で処理するし尿及び生活雑排水量と思われる。浄化槽からし尿処理施設に入ってくるものは、浄化槽処理後の汚泥であり、もっと小さい値になるはず。また、県東部のし尿、浄化槽（集排及びコミプラ含む）汚泥は、し尿処理施設で処理後、コンポストセンターに運ばれ、堆肥化されているが、これに係るフロー図が欠如している。

《対応困難》

上述の数値は市町村が報告する一般廃棄物処理事業実態調査の数値を積み上げたものである。

なお、汚泥の処理は県下のそれぞれの施設でまちまちであり、これを記すと煩雑になるため省略したもの。修正はしないこととしたい。

- 11 p 施設の広域化による発電は、CO₂の発生や化石資源の消費の抑制をもたらし、灰溶融によるスラグ化や灰のセメント化は最終処分場の埋立量を削減する効果があり、ダイオキシン類対策と同様に大きな目的である。

県は平成10年3月にごみ処理の広域化計画を策定し、県内の市町村は県の計画に沿って現在まで推移してきた経過があり、その中で「広域的処理は依然有効と考えられる」との記述は県の広域化計画が現存する中で、これまで県が広域化計画を強力に進めてきた経過から考えてもあまりに第三者的な記述である。岡山県では廃棄物処理計画の改定に併せて広域化計画も改定していることを参考に、この部分の記述を再考していただきたい。

- 11 p 可燃物処理施設の整備に当たっては、広域で処理することが有効な手段であることから広域処理をもっと積極的に進める記述にしていきたい。

《対応困難》

市町村の一般廃棄物の処理を行う施設の建設は市町村の固有事務であり、本来市町村の判断においてなされるべきものである。ただし、施設の高機能化、経費負担等を考えると広域化が有効な視点であることから、県としての考え方を原案のとおり表現したものであり、修正はしないものとした。

- 36 p 国や業界においては3Rを唱えており、本市でも同様であり、県と市でなぜ違うのかななどの疑問も投げかけられているため、県でもこの際3Rに統一していただきたい。

《対応困難》

前計画策定時に環境審議会等で議論の上、リフューズ（元を断つ）を含む4Rの推進が県の施策として重要との結論に達したものの、基本方針であり原案のとおりとしたい。

- 39 p 「第5次鳥取県廃棄物処理計画に掲げた目標が達成される見込がない」との記述があるが、平成17年度の実績と同年の目標値を比較して、分析・再評価をしていただきたい。

《対応困難》

全体の集計確定にはまだ時間が必要であり、原案のとおりとしたい。

- 40 p 廃棄物処理の目標については、ごみの排出量に対する埋立量比に目を向けるべきであり、埋立量0の社会が循環型社会の構築と考える。

《対応困難》

ごみの総量削減の必要性は上述（6p課題）のとおりであり、計画を推進するうえで目標値を保有することは必要。

- 44 p ここでは末端の住民・事業者・自治体の責務的なものが掲げられているが、生産者に対する拡大生産者責任が十分機能するよう法の整備を国に求めていくことも計画に盛り込

んでいただきたい。

《対応困難》

計画として記載するにあたり、各法における個別具体的な課題が必要であり、上述のような一般論では記述は困難。修正しないものとしたい。

44p 全体の感想として、もう一步積極的な計画であってほしい。

例えば、次のようなことを盛り込んでどうか。

- ・生ごみを一般廃棄物としてではなく、ディスポーザーで下水処理し循環型農業に活かす。このことにより、焼却コストの大幅削減、エネルギー削減が可能。
 - ・農業集落排水場を古代微生物(らん藻)とIT技術を活用して、農業集落排水場での活性汚泥法による塩素滅菌処理を軽減し、耐性菌の生命系への影響を最小限にとどめる。
 - ・施設に有用微生物培養装置を設置し、処理場で発生する処理水と汚泥を農業・畜産業・漁業へ活用する。廃棄処分する汚泥が発生せず、処分費が不要となる。
 - ・コンポスト工場に搬入される汚泥を現行コンポストとして資材製造するのではなく、微生物を有効に使ったピロール資材に転換し、高額な資材として販売する。
- ディスポーザー、塩素滅菌しない処理水の活用、汚泥の搬送等で法改正が必要となる事例もあるが、特区申請で積極的な行政を推進すれば、負担軽減可能な計画が策定できるのではないか。

《対応困難》

ディスポーザーの活用については国においても調査研究が行われているが、下水処理場や下水管への負荷の問題等も指摘されており、現時点で本計画に記載することは困難。

その他提案のあった新技術についても、適正処理を担保する観点から、確立されていない技術に踏み込んで計画に記載することは困難。

53p 最終処分場として水尻池はどうか。考えてみて欲しい。

《対応困難》

色々な問題も想定され、具体的なコンセンサスも得られていない内容について、本計画に記載することは困難。

83p 産業廃棄物の実態調査及び意識調査結果について、誤って理解されないよう配慮して欲しい。「困っていない」との回答が7割を占めるといだが、これは、特定の間処理業者が保証金を積んだり、前渡金、協力金を払ったりして県外の最終処分場を確保していることを排出事業者、収集運搬業者の多くは知らないからである。

最終処分業者と直接交渉している業者(一部の排出事業者一部の収集運搬業者、特定に中間処理業者)が回答してこそ、その困窮状況が県民に正しく理解してもらえるのであり、そのような者に限定して質問すべきであった。

《対応困難》

調査結果の評価については27pに記載済みであり、本文に記載された内容を補完するため、既に公表済みの調査結果を資料編に掲載しているもの。原案のとおりとしたい。

(他) スーパーの発泡トレイの商品などの有料化(回収したときに代金を返す)を実施してはどうか。

《対応困難》

提案のデポジット制度実施の主体は事業者であり、計画で記述することは困難。

(他) 自動販売機で販売する商品、コンビニ弁当へ課税し、その他税金で環境整備を行う団体や自治会などに助成してはどうか。

《対応困難》

実現には課題が多い上、逆に課税により、不法投棄を惹起しかねない懸念もあるため、計画には記載しない。

(5) その他【3項目】

53p 管理型処分場設置に際して次のことを提案する。

- ・施設は安全という表現はやめ、どのようなリスクがあるか、それを公開すること。(遮水シートの破損、有機水銀等による簡易水道水源等の汚染、搬入路を大型のダンプが頻繁に通行すること等。)

- ・施設は小規模なものを各地に建設すること。(遮水シートの将来的な安全性は保障できないため、いつでも掘り返して修復が可能な規模とする。)(小規模とすることで将来にわたる安全コストが大幅に低減され、地元民間企業でも設置が可能。)

- ・安全コストを重点化すること。地元集落が望む事業に投資するのではなく、生命の安全を守るコストに資金を投入することを明確にすること。

- ・環境管理事業センターは解散し、「住民安全確保監視機構」として、民間企業の小規模処分場建設の支援とアドバイス、調査研究、建設後の安全データ監視を専門に行う地元住民の直接の相談窓口として再出発すべき。

- ・産業廃棄物排出事業者を委員にすることをやめ、構成メンバーは県及び市町村、また健康被害の専門家、環境保護グループなどとする。建設優先ではなく、リスク管理優先でなければならない。

- ・低コストでどんどん廃棄物を出せる処分場を望む事業者には、県から退出してもらうべき。県の産業政策として近視眼的な短期の経済成長・利益の追求を止めること

《対応困難》

御指摘の課題については、個別・具体的な施設計画の中で検討すべき内容であり、本計画に記載することは困難。

(他) 一般廃棄物より産業廃棄物の排出量が多いのに一般廃棄物の最終処分量の方が多いことに驚いた。

一般廃棄物の処理は市町村が実施することだと思うが、リサイクルを進めるためには県から市町村への強い指導が必要と思う。

良い計画だと思うので、住民への啓発を進めてごみの削減に努めていただきたい。

《その他》

感想であり、文言への影響はなし

(市町村への指導は地方分権の観点から行い得ないが、ごみ削減に向けた啓発は必要であり、趣旨に沿って対応したい。)

(他) 使用済の変圧器は業者が油抜き取り検査してくれますが密閉型コンデンサーの検査はやってくれません。現使用中の変圧器でPCB微量の疑いありは処分時に検査うける予定ですがいかがか

《その他》

本計画に直接関わる意見でなく、文言への影響はなし。